

## 宇土市立公立幼稚園・小学校・中学校における「新型コロナウイルス感染症」への対応について（通知）

このことについて、宇土市内の園児・児童・生徒（以下「子ども」という。）、保護者、教職員への対応の基準について、お知らせします。

なお、今後の感染拡大の状況や医療的見地の情報から、基準等についても変更することがあることを申し添えます。

### 1 学校保健安全法第19条による【出席停止】の措置とするもの

- (1) 子どもに風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合
- (2) 子どもに強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- (3) 子どもの同居者に感染症が発生した場合（※宇城保健所への相談も促す。）
- (4) 医療機関において、感染症の陽性と診断された場合
- (5) 上記以外にあって、子どもの症状が軽度であっても、保護者が出席させることに不安を感じた場合

※【出席停止の期間】学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでとする。

### 2 学校保健安全法第20条による【臨時休業（休校）】の措置とするもの

- (1) 子どもに新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
- (2) 教職員(同居者を含む)に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
- (3) 保護者等(同居者に限る)に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
- (4) 上記により臨時休校措置とした場合、同校の子どもが通う放課後児童クラブも閉鎖措置とする。

※【臨時休業（休校）の期間】当該園児児童生徒及び教職員が、最後に登園・登校した日から2週間とする。

### 3 学校(園)が主催する行事については当面（今年度内）の間、原則として下記のとおりとする。

- (1) 全校で体育館に集まるような活動は極力避けるようにする。  
(※修了式や退任式等は短時間、校内放送等、実施方法について検討すること。)
- (2) 卒園式、卒業証書授与式は、原則として卒業(園)生、保護者(同居者)、教職員のみにおいて短時間で実施することとする。その際、手洗いや咳エチケットの推奨とともに、マスク着用、アルコール消毒薬の設置・使用及びこまめな換気により、列席者の健康に万全を期すこととする。また、教育委員会告辞及び市長挨拶については紙面のみとする。ただし、どうしても必要な在校(園)生等の参加は、学校(園)長の判断も可とする。
- (3) 校舎、体育館等の落成式は行わない。
- (4) 上記以外の行事については、自粛を含め学校(園)長の判断とする。

- (5) 上記以外の場合でも、地域の方々に対しては学校行事への案内を控えるとともに、不要、不急の来校の自粛を可能な範囲で求めること。また、教職員や子ども等は外部の不特定多数との接触を極力避けるよう努めること。

#### 4 その他

- (1) 公立幼稚園・小中学校の体育館（またはホール）は、3月1日から当分の間、子どもの教育活動以外での開放を控える。（※土、日、祝日、放課後の一般及びクラブチームの利用も同様とする。）
- (2) 上記1及び上記2において、子どもの保護者（同居者）においても、罹患者が出た場合は直ぐに学校へ一報いただく必要があるため、特に学校と保護者の連携を十分に図っていくこととする。
- (3) 上記1により、出席停止措置とした場合は、保護者に対して宇城保健所「宇城地域新型コロナウイルス感染症相談窓口」（TEL0964-32-1207）への相談を行うよう案内を促す。所属の各教職員等についても、同様の症状がみられる場合は出勤を控えさせ、最寄りの保健所等へ相談を行うよう指導することとする。
- (4) 上記1により、出席停止措置とした子どもについては、ほっとスペースや放課後児童クラブの利用もできないこととする。

#### 【参考】学校保健安全法

##### 第19条（出席停止）

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

##### 第20条（臨時休業）

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

問い合わせ先  
宇土市教育委員会学校教育課  
TEL 0964-22-6500 FAX 0964-23-1002